

お店の所在地を所管する保健所が

- ・徳島保健所、吉野川保健所の場合
⇒「東部保健福祉局長」と記載
- ・阿南保健所、美波保健所の場合
⇒「南部総合県民局長」と記載
- ・美馬保健所、三好保健所の場合
⇒「西部総合県民局長」と記載

※ 届出受理番号

※記入しないで下さい

喫煙可能室設置施設 届出書

令和 元年 〇月 〇日

東部保健福祉局長

又は
南部総合県民局長又は
西部総合県民局長

殿

徳島レストラン (屋号)

届出者 徳島 太郎 (届出者名) 印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	とくしまれすとらん
	① 名称	徳島レストラン
	② -1所在地	〒 770 - ●●●● 徳島県徳島市□□□町〜1丁目2番地 (電話 088 - 123 - 〇〇〇)
	②-2車両番号等	
	③ 営業許可番号	第 123〇〇〇 号
④ 営業許可日	平成30 年 5 月 〇 日	
2 管理権原者	(ふりがな)	とくしま たろう
	①氏名(法人にあつては、その名称)	徳島 太郎
	(ふりがな)	
②法人にあつては、その代表者の氏名		
③住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	〒 771 - 〇〇〇〇 徳島県徳島市△△△〜3丁目4番地 (電話 090 - 1234 - 〇〇〇〇)	
3備考	<input checked="" type="checkbox"/> 資本金又は出資の総額が5000万円以下の会社、又は個人が経営しています <input checked="" type="checkbox"/> 客席面積は100㎡以下です	
	(その他伝達事項) ※届出に係る担当者と管理権原者が異なる場合 担当者: 徳島 一郎(店主) 連絡先: 080-4321-〇〇〇〇	

「管理権原者」には、受動喫煙対策の方針の判断、決定を行う立場にある者を記入。
例：受動喫煙防止対策に必要な設備の改修等の判断ができる者

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。